

日本司法精神医学会刑事精神鑑定倫理ガイドライン

(平成 24 年 6 月 9 日制定)

1. 日本司法精神医学会は、刑事精神鑑定（以下、鑑定）における倫理的課題の重要性を認識し、鑑定を適正に実践するための倫理ガイドラインを定める。
2. 鑑定は科学的知識にもとづいて誠実、公正、客観的に行う。
3. 鑑定を行おうとする者は司法精神医学の知識と技能の修得に努める。
4. 被鑑定人に対して、過去に治療を担当した者、現に治療を担当している者は鑑定を行うことを避けるべきであるが、やむをえず行う場合、治療医としての立場と鑑定人としての立場を混同しないように配慮する。
5. 鑑定は確実な臨床データにもとづいて行い、根拠のない推測を避ける。
6. 鑑定の開始にあたり、被鑑定人に対して、鑑定の目的（治療を目的としないことを含む）、鑑定結果が依頼機関に報告され、裁判で公開される可能性があること、面接にさいして答えたくない質問には答えなくてもよいことを告知する。
7. 面接にさいして、鑑定の目的を越えた心理的ストレスや心理的侵襲を与えない。
8. 身体的検査および心理検査は診断に必須なものに限定し、心身への負荷や危険を伴う検査は特に慎重に行う。
9. 検査の施行にあたり、被鑑定人に対して検査の内容とリスクに関する説明を行う。
10. 鑑定書を記載するにあたり、被鑑定人及び家族等の関係者に関する個人情報の保護に十分配慮する。
11. 面接記録その他の資料は、鑑定終了後も含め、適切に保管・処分し、漏洩を避ける。
12. 学会等の場で鑑定結果を公表するさい、研究倫理を遵守し、被鑑定人及び関係者の個人情報の保護に十分配慮する。